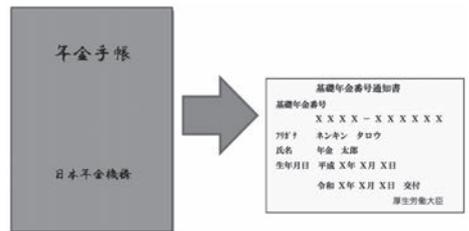


○令和4年4月から「年金手帳」は「基礎年金番号通知書」に変わります

令和4年4月以降、新たに年金制度に加入する方及び年金手帳の紛失等し再発行を希望する方に、基礎年金番号通知書を発行します。

※既に年金手帳をお持ちの方は、基礎年金番号通知書の発行はありません。お手持ちの年金手帳を大切に保管してください。



○老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げについて

老齢年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができますが、令和4年4月1日から、制度改正により75歳まで繰下げすることができるようになります。

ただし、適用対象は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ①70歳未満の方（昭和27年4月2日以降生まれの方）
- ②受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）

※①または②に該当しない方（令和4年3月31日時点で70歳以上の方など）は令和4年4月1日以降も上限年齢は70歳となります。

<p>（これまで）</p> <p>65歳より後に受給開始（繰下げ受給）をする場合、70歳まで選択が可能。</p> <p>年金額は1月あたり0.7%増額されるため、70歳まで繰下げした場合、年金額は42%増額となります。</p>		<p>（令和4年4月以降）</p> <p>受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。</p> <p>年金額は1月あたり0.7%増額されるため、75歳まで繰下げした場合、年金額は84%増額となります。</p>
---	--	--

○国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間延長について

御坊市国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務することができず、その期間の給与の全部または一部が支払われない場合に支給される「傷病手当金」の適用期間を次のとおり延長しました。

「傷病手当金」を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に国保年金課国民健康保険係（☎0738-23-5530）に電話でお問い合わせください。

◆適用期間 令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

○後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

令和4年10月1日から一定以上の所得のある方の窓口負担割合が変わります

現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が令和4年10月1日から2割になります。

区分		令和4年9月まで	令和4年10月から
現役並み所得者		3割	3割
世帯に被保険者が1人	「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上	1割	2割
世帯に被保険者が2人以上	「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上		
上記以外の方		1割	1割

※窓口負担割合は、世帯単位で判定します。

※世帯内に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいない場合、10月以降も1割負担となります。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター（☎0120-002-719）にお問い合わせください。